保険1(生命保険)問題

- I. 次の語句を簡潔に説明せよ。(20点)
 - 1. 付加保険料の考え方としての費用主義と効用主義
 - 2. 解約控除
 - 3. 変額保険における特別勘定の運営に関する3パーセントルール
 - 4. 医療保険の待期間
 - 5. 生命保険契約に係るみなし相続財産
- Ⅱ. 次の設問に解答せよ。(40点)
 - 1. 共同保険式再保険について説明せよ。
 - 2. 団体定期保険の現在の配当方式について説明せよ。
 - 3. 個人保険における高額割引のメリット、デメリットについて説明し、その導入について簡潔に所見を述べよ。
- II. 次の2問中、1問を選択し、解答せよ。(40点)
 - 1. 喫煙、飲酒等のライフスタイルの相違を保険料率に反映させることについて所見を述べよ。
 - 2. 営業保険料計算基礎としての予定利率設定にあたり、留意すべき事項を挙げ、所見を述べよ。

保険1 (生命保険) 解答例

間I

- 2. 責任準備金に控除率を適用して解約返戻金を算出する場合に、その控除を解約控除という。解約控除の理由としては、新契約費の回収、解約による逆選択の防止と被保険群団の維持、解約に手間がかかる、投資上の不利益、数学的危険の不安定さの増加等が挙げられる。

- 5. 法律的には相続または遺贈により取得した財産とはいえないが、その実質はそれらと同様であり、相続税を課税しないと相続の負担が著しく不公平となるものについて、相続税法で「みなし相続財産」として課税することを定めている。生命保険契約に係るものとしては、
 - ・被相続人の死亡により取得した保険金のうち被相続人が負担した保険料の割合に相当する部分
 - ・被相続人の死亡により適格退職年金契約その他の退職給付金に関する生命保険契約に基づいて支給を受ける年金または一時金に関する権利
 - ・相続開始のときにまだ保険事故が発生していない生命保険契約に関する権利のうち被相続人が負担した保険料の割合に相当する部分
 - ・保証期間付年金保険契約の保証期間内の被相続人の死亡により給付を受ける年金または一時金に関する権利のうち被相続人が負担した保険料の割合に相当する部分

がある。

問I

1. 共同保険式再保険は、危険保険料式などと同じ比例再保険の分野に属している。 危険保険料式が死亡保障のみを対象とするのに対し、共同保険式は死亡保障だけ でなく満期保障もカバーする。再保険会社は解約返戻金の元受会社への支払など、 契約の一部を元受会社と同様に管理する。

再保険料は元受保険料から新契約事業費を控除した値であり、場合によっては 初年度再保険料がマイナスとなり、再保険会社が元受会社の事業費超過部分を負 担することもある。

新契約費を再保険会社が肩代わりしてくれるので設立間もない元受会社にはメリットがある。また、投資能力が低い元受会社は再保会社の運用力を利用できる。 一方、再保会社にとっては、投資的色彩が強いので元本の回収可能性を審査する 必要がある。

2. 団体定期保険の配当は、団体毎の保険金発生経験を反映させる経験料率による 配当精算方式を採用しているため、団体毎の保険年度毎の収支が重要となり、個 人保険の配当方式と異なり2年目配当を採用している。

配当金は(純保険料-発生保険金)×配当係数により計算される。配当係数は、経験による保険金プール費用、危険準備金積立を満たすように、また、利息による増加も考慮して被保険者数の大きさにより定められる。被保険者数が大きいほど、収支が安定しプーリング部分の割合が少なくてすむため、配当係数は大きくなる。また、団体毎の収支が負の場合はそれをゼロとして計算し、損を次年度に繰り越さずに、できるだけ団体の大きさが同一のランク内でカバーする考えをとっている。

3. 高額割引のメリット・デメリットを例示すると次の通りである。

(1) \times 1 y +

- ・診査費用、郵税など1件当たりコストが反映でき、事業費の支出実態に即 した保険料設定となるため、保険金額間の公平性が確保できる。
- ・営業的には高額契約に対するインセンティブとなり、募集効率の向上につ ながる。
- ・「沢山買えば割引があってもよいはずである」といった消費者の素朴な感 覚にあう。

(2) デメリット

- ・料率体系が複雑になり、システム対応等にコストがかかりマイナス効果で ある。また、募集上のトラブルが発生しやすくなる。
- ・高額保障(≒高所得者)の優遇となり、保険の持つ相互扶助といった公共 性、社会性に反する。
- ・インフレにより全体の保険金額水準が上昇した場合には、割引価格帯を上 方に変更しない限り単なる保険料割引になってしまい、保険料率低下、コ スト上昇により収支が大幅に悪化する。
- ・貯蓄性契約等の低額契約については現行より料率が上昇し、競争力が低下 する恐れがある。
- ・割引率等の決定において実務上の課題がある。
 - 1件当たり費用を決定するには実際の収支を十分にコスト分析する必要がある。

高額契約と低額契約の死亡率特性が違うならば、事業費面だけでの割引 では収支悪化を招く。

以上の点にふれたうえで、高額割引の可否、その主な理由などについて所見を述べる。

1 .

く保険料率設定における基本的考え方>

生命保険の契約は被保険者の持つ属性に基づいて、危険を測定しその度合に応じた保険料を設定する。生命保険の保険事故としての危険を分類する際には次のような原則を考える必要がある。

危険均一性が保たれること;同一保険料を課す被保険者の保険事故発生率がほぼ均一となることが求められる。

- ・大数の法則が作用しうる程度に大きな被保険群団を形成できること;生命保険は保険事故発生率を予め予測して保険料率を設定するが、実際の保険事故が被保険群団において予測から大きく乖離することが必要を確保することが必要をである。保険制度は大数の法則を前提にして保険の収支相等の原則も確保される。
- ・保険の倫理が維持されること;保険契約の締結において、不純な動機に基づく契約が混入するなどのモラルリスクを防止しなければならない。ある危険により保険料率に差異を設けたときに、それによって逆選択を引き起こし健全な契約に不利益を与えるような事態を極力回避しなければならない。
- ・危険選択が簡便であること;以上のような条件を満足しても、その危険による被保険者の危険選択が困難であったり、また、危険選択に必要以上にコストがかからないよう費用対効果の検討が必要である。

このような原則とともに、営業政策との整合性にも配慮して危険の分類を行なわなければならない。 以上の原則に鑑みながら、ここでは主として喫煙を例にとって考察する。

<保険事故発生率(死亡率)への影響>

こうした喫煙と死亡率の統計的調査結果も出されているが、喫煙については、喫煙の量、喫煙習慣の期間あるいは本人は喫煙習慣はなくとも周囲に喫煙者がいるため、いわゆる間接喫煙者となるなどの問題もあり、何をもって喫煙習慣とするか検討しなければならない。

<喫煙習慣有無の判別について>

習慣の有無のみを判別し、保険料率を適用せざるを得ないであろう。そして、保険加入後における喫煙習慣の変更に対しては、被保険者側からの喫煙をやめたことの証明を提示した申し出に対して保険料率の変更を検討する等が考えられる。

<告知義務制度について>

現在、生命保険会社は契約締結時に被保険者の健康状態や過去の病歴など保険会社が危険測定に重要な事実の告知を契約者または被保険者に求める告知義務制度を設けている。虚偽の告知あるいは重要な事実の不告知に対しては契約締結後2年以内であれば告知義務違反として、保険会社は契約を解除することができる。

< 契 煙 者 ・ 非 契 煙 者 別 保 険 料 率 の

現在、世間一般では喫煙習慣の死亡率への影響から、非喫煙者の保険料が安くなるとの認識であると思われるが、年金保険では死亡率の上昇が保険料を引き下げる効果をもつというように、商品によって保険料率に与える影響が異なる。現在の生命保険会

適用保険種類について>

社の商品戦略上極めて大きな位置を占めている疾病関係保険・特約の保険事故発生率と喫煙との関係を調査し、例えば、ガン保険への影響についても慎重に検討する必要がある。

関煙者・非関煙者別保険料率をどの保険種類に適用するか、保険会社の営業政策とともに一般消費者の理解を得られる体系が必要と思われる。

く既契約の取扱いについて>

契煙者・非喫煙者別保険料率の導入に対して保険料や配当による調整を行なわない場合、転換や新契約での非喫煙者への対応を行なうことが考えられるが、転換されずに残った契約群団は喫煙者の占率が高くなり、保険群団として徴収している保険料では保険収支が圧迫されることも考えられる。

くその他>

以上のように、 契煙者・非 契煙者別保険料率の導入は契約締結時、 契約締結後の取扱いにおいて 解決しなければならない問題が多々存在し、 直ちに対応

することは困難な面がある。一方、消費者運動などの動向を注視し、同制度導入の社会的な要請があれば対応できるよう、今後とも研究を進める必要がある。

2 .

昨今の運用利回りの低下、株式含み益の急激な減少、 金利動向の先行き不透明感から生命保険の予定利率の あり方が保険会社の大きな問題となったが、以下いく つかの項目を挙げ、解答例として一つの考え方を提示 してみる。

<予定利率の変遷>

個人保険の予定利率は1985年の料率改訂にお ける最高6.25%まで漸次引き上げられてきた。こ れは、戦後比較的安定した運用収益をあげることが でき、資産に大きな占率を占める株式の含み益の順 調な増加による財政的な健全性を背景に、生命保険 業界の競争上の要請や消費者からのより安い保険料 でより大きな保障をという声に応える形で行なわれ てきた。しかしながら、金利の自由化が進み、証券 投資や海外投資の増加とともに金利の変動の影響を 大きく受け、生命保険会社の運用利回りの変動も激 しくなってきた。そして、1990年の料率改訂に おいて運用環境の悪化もあり、初めて予定利率の引 き下げを行ない、保険期間10年以下の契約では5 . 7 5 %、10年超の契約では5.5%へと変更され1 992年12月現在に至っている。その後、株式市 況の低迷により生命保険会社の株式含み益も急速に 減少し、インカムゲインの減少をキャピタルゲイン で埋め合わすという従来の対応も困難になり、財政 的健全性も急速に低下した。1992年には配当基 準利回り(予定利率+利差配当率)が、最高の予定 利率6.25%を下回る事態となり、再び予定利率を 引き下げることが検討されることとなった。

<予定利率の保証性>

生命保険の予定利率は、契約時に設定される契約者が支払う保険料と保険会社が保険事故発生時にあ

<保険期間と予定利率について>

理保険の予定を を会保験の予定性のの を会に、 を会し、 をののののののでは、 をののののでは、 をのののでは、 をのののでは、 をののののでは、 をのののでは、 をののののでは、 をのののでは、 をのののでは、 をのののでは、 をのののでは、 をのののでは、 をのののでは、 をのののでは、 をのののでは、 をのののでは、 をののでは、 ののでは、 ののででは、 ののでは、 のので、 のので、 のので、 のので、 のので、 ののでで、 のので、 のので、 のので、 のので、 の

また、保険期間内で予め期間を区分して異なる複数の予定利率を設定するビルトイン方式を導入することも考えられる。これについても、各社の投資戦略、商品戦略との整合性を測りながら設定する必要がある。

<保険種類と予定利率について>

いた方式(例外的に一部の短満期の貯蓄性商品の予定利率を高くした例はあったが)でなく、保険商品の特徴を加味した設定方法を開発する必要性がでてきていると思われる。

<予定利率と利差配当について>

一つの方法として、予定利率を下回った利回り分について、将来配当基準利回りが予定利率をうわまわったときに利差配当から控除し、その時点で契約者間の公平性を測ることが考えられる。しかし、短満期の保険期間の保険商品ほど高い予定利率を設定

している現行の基礎率体系では、控除ができないうちに満期を迎える可能性もある。

また、現在、配当基準利回りが予定利率割れの事 態にあっても予定利率を保証していることを鑑みる と、配当基準利回りが契約によらず一定であること が公平性の証であると考えられているが、これにつ いて再度考察を加える必要があるように思われる。 例えば、有配当契約と無配当契約の間の実質コスト の差異、即ち、配当を差し引いた実質払込保険料で の比較では無配当契約の方が大きくなっていること、 あるいは、団体保険における死差配当率を団体規模 別に設定していることなどの例から、危険の高い保 険 群 団 に 対 し て は 無 配 当 と す る か あ る い は 配 当 率 に 差異を設けて低く抑え、ある種の危険保険料を徴収 しているとも考えられる。これらのことから、予定 利率別の予定利率設定リスクの厳密なリスク測定が 可能であるとして、予定利率別に配当基準利回りを 設定することも有りうるかもしれない。

くその他>

ここでは、主として個人保険の予定利率について議論してきたが、団体保険、団体年金、財形保険といった他の保険種類の予定利率についても言及することが望ましい。